

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】令和4年9月5日(2022.9.5)

【公開番号】特開2021-50405(P2021-50405A)

【公開日】令和3年4月1日(2021.4.1)

【年通号数】公開・登録公報2021-016

【出願番号】特願2019-175946(P2019-175946)

【国際特許分類】

C 2 1 D 9/40(2006.01)

F 1 6 C 33/32(2006.01)

F 1 6 C 33/64(2006.01)

F 1 6 C 33/34(2006.01)

F 1 6 C 19/06(2006.01)

F 1 6 C 19/26(2006.01)

F 1 6 C 19/36(2006.01)

F 1 6 C 33/62(2006.01)

C 2 1 D 1/06(2006.01)

10

【F I】

C 2 1 D 9/40 Z

F 1 6 C 33/32

F 1 6 C 33/64

F 1 6 C 33/34

F 1 6 C 19/06

F 1 6 C 19/26

F 1 6 C 19/36

F 1 6 C 33/62

C 2 1 D 9/40 A

C 2 1 D 1/06 A

20

30

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月26日(2022.8.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

転がり軸受100の転がり面軸方向中央位置は、転動体30の中心軸に沿う方向における中央を通り、かつ当該中心軸に直交している仮想直線L(図1中において、点線により示されている)が、内輪軌道面10c、外輪軌道面20c又は外周面30a(転動体30の転動面)と交差している位置である。このことを別の観点からいえば、転がり面軸方向中央位置は、最大接触面圧が加わる転がり面(内輪軌道面10c、外輪軌道面20c及び外周面30a)上の位置である。

40

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0052

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0052】

50

上記の例においては、焼き入れ硬化層 50 は、内輪軌道面 10c に形成されているものとしたが、焼き入れ硬化層 50 は、外輪軌道面 20c 及び外周面 30a (転動体 30 の転動面) にも形成されていてもよい。要するに、焼き入れ硬化層は、内輪軌道面 10c、外輪軌道面 20c 及び転動体 30 の 転動面 の少なくともいずれかに形成されていればよい。

【 手続補正 3 】

【 補正対象書類名 】 明細書

【 補正対象項目名 】 0054

【 補正方法 】 変更

【 補正の内容 】

【 0054 】

10

図 3 は、転がり軸受 200 の断面図である。図 3 に示されるように、転がり軸受 200 は、内輪 10 と、外輪 20 と、転動体 30 と、保持器 40 とを有している。転がり軸受 200 は、円筒ころ軸受である。すなわち、転動体 30 は、外周面 30a を有する円柱形状を有している。図示されていないが、転がり軸受 200 は、内輪軌道面 10c、外輪軌道面 20c 及び転動体 30 の 転動面 (外周面 30a) の少なくともいずれかに形成された焼き入れ硬化層 50 を有している。このように、転がり軸受 200 は、軸受の種類が異なるものの、転がり軸受 100 と同様の構成を有している。

20

30

40

50